

ショートステイはまなす園 利用料金表

令和8年6月1日 現在

●介護度別サービス利用料金		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①サービス基本料金		451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
②機能訓練体制加算		12円		12円				
③看護体制算加算(Ⅲ)イ・(Ⅳ)イ		—		35円				
④サービス提供体制加算(Ⅰ)		22円		22円				
⑤夜勤職員配置加算(Ⅰ)		—		13円				
A：自己負担額 (1日あたり)	1割負担	485円	595円	685円	754円	827円	897円	966円
	2割負担	970円	1,190円	1,370円	1,508円	1,654円	1,794円	1,932円
	3割負担	1,455円	1,785円	2,055円	2,262円	2,481円	2,691円	2,898円

B：居 住 費	第1段階	0円						
	第2段階	430円						
	第3段階①②	430円						
	第4段階	915円						

C：食 費	第1段階	300円						
	第2段階	600円						
	第3段階①	1,000円						
	第3段階②	1,300円						
	第4段階	1,450円						

●1日あたりの費用		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの費用 A+B+C	第1段階	785円	895円	985円	1,054円	1,127円	1,197円	1,266円
	第2段階	1,515円	1,625円	1,715円	1,784円	1,857円	1,927円	1,996円
	第3段階①	1,915円	2,025円	2,115円	2,184円	2,257円	2,327円	2,396円
	第3段階②	2,215円	2,325円	2,415円	2,484円	2,557円	2,627円	2,696円
	第4段階(1割負担)	2,850円	2,960円	3,050円	3,119円	3,192円	3,262円	3,331円
	第4段階(2割負担)	3,335円	3,555円	3,735円	3,873円	4,019円	4,159円	4,297円
	第4段階(3割負担)	3,820円	4,150円	4,420円	4,627円	4,846円	5,056円	5,263円

□ 利用者負担額の減額について

負担段階	補足給付の主な対象者		預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護を受けている方		要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方		1000万円(2000万円)以下
第2段階	世帯全員が 市町村民税 が非課税	年金収入金額＋合計所得金額が80万円以下の方	650万円(1650万円)以下
第3段階①		年金収入金額＋合計所得金額が 80万円超～120万円以下の方	550万円(1550万円)以下
第3段階②		年金収入金額＋合計所得金額が120万円超の方	500万円(1500万円)以下
第4段階	対象外	負担金額は、施設とご利用者様の契約により決められています。	

□ 以下の介護サービス加算が算定されます。（介護給付対象）

加算・減算項目の種類	加算額	摘 要
機能訓練指導体制加算	12円/日	常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合に加算されます。
看 護 体 制 加 算 (Ⅲ)イ	12円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。 ※前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上であること。
看 護 体 制 加 算 (Ⅳ)イ	23円/日	看護職員数が一定数を満たし、看護職員又は病院等との24時間の連絡体制があり、看護職員不在時における対応策が整備されている場合に加算されます。 ※前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上であること。
サービス提供体制加算 (Ⅰ)	22円/日	指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合に加算されます。
夜勤職員配置加算Ⅰ	13円/日	夜間の職員配置で基準を上回る配置を行っている際に加算されます。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)ロ	所定 単位数の 17.6%	この加算による介護報酬の上乗せ分は、介護職員等の職員の処遇改善に充てられます。介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め良質なサービス提供を続けるための加算です。
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10円/月	下記の①～③の要件を満たす場合に加算されます。 ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を定期的に行っていること。 ②見守り機器のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

□ 必要に応じて以下の介護サービス加算が算定される場合があります。（介護給付対象）

加算・減算項目の種類	加算額	摘 要
送 迎 加 算	片道につき 184円	居宅と指定短期入所生活介護事業所間の送迎を行う場合に加算されます。
療 養 食 加 算	8円/回	医師の指示(食事箋)に基づく療養食を提供した場合に加算されます。
若年性認知症利用者 受 入 加 算	120円/日	若年性認知症の利用者の方に対し、個別に担当を決め必要に応じたサービスを提供する場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない緊急の利用をした場合に、利用を開始した日から7日を限度に加算されます。
短期生活長期利用者 提 供 減 算	-30円/日	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している方に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算されます。 ※連続利用が61日を超えた時点で長期利用者減算は終了となりますが同等の長期利用移行後の基本報酬に切り替わるため、1日あたりの単位数およびご利用料金の自己負担額に変更はありません。
看取り連携体制加算	64円/日	ショートステイ利用中に看取りの対応をした場合に加算されます。 (死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度に)
口 腔 連 携 強 化 加 算	50円/回	事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合に1月に1回に限り所定単位数を加算されます。
医 療 連 携 強 化 加 算	58円/日	緊急性が高く、主治医と連絡が取れないなどの場合でも適切な対応を受けることで、症状の悪化を防ぐことができるよう協力医療機関と取り決めを行った場合に加算されます。(利用者要件による)

□ その他の費用（介護給付対象外）

サービスの種類	費 用	内 容
食 事 代	1,450円 /日	朝食410円 昼食520円 夕食520円 ※下記の時間以降に、利用が中止または終了となった場合は料金をご負担していただきます。 (朝食)前日18:00 (昼食)当日9:30 (夕食)当日14:30
喫 茶 代	120円/品	喫茶「いっぷく」をご利用いただいた場合。
電 気 代	30円/日 60円/日	個人使用の電気製品(テレビ・電気毛布等)を持込、使用した場合。 ※消費電力の小さいもの。 個人使用の電気製品(在宅酸素)を持込、使用した場合。
生 活 日 用 品	実費	ご利用者の日常生活で要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるもの。